

事務連絡
令和8年2月26日

都道府県民生主管部（局）
介護保険主管課（室）
市区町村介護保険主管部局 } 御中

厚生労働省老健局 介護保険計画課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（その1）

介護保険制度の円滑な運営につきまして、平素よりご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年度介護報酬改定については、令和8年1月16日第253回介護給付費分科会において、今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大し、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乘せの加算区分を設け、処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設すると示されたところです。

また、近年の食材料費の上昇や、令和7年度介護事業経営概況調査において、食事の提供に要する平均的な費用の額と基準費用額との差が生じている状況等を踏まえ、令和9年度介護報酬改定を待たずに、令和8年8月より、基準費用額（食費）を引き上げると示されたところです。

今般、介護保険事務処理システムに関して、現時点で考えられる事項について事務的に整理し、別添のとおり、資料の変更等を行いましたので送付いたします。

つきましては、貴管内市町村等の担当者へ周知するとともに、システム改修の漏れ等が生じることがないように特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

なお、本資料につきましては、近日、WAMNETに掲載する予定です。

<照会先> 電話03-5253-1111（代）

【インタフェース関係】

介護保険計画課 森下（内線2162）

【補足給付関係】

介護保険計画課 本田、池谷（内線2164）

【介護予防・日常生活支援総合事業関係】

認知症施策・地域介護推進課 原（内線3986）

【介護報酬改定関係】

老人保健課 荒井、富田（内線3961）

<添付資料>

資料1 介護報酬の算定構造のイメージ (R8.6.1) (案)

資料2 介護予防・日常生活支援総合事業の算定構造のイメージ (R8.6.1) (案)

資料3 介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点についての一部改正別表 (案)

資料4 国保連合会とのインタフェースの変更点について (案)